

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十二号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成十年十月奈良県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の規定に基づき、」を「第九条の規定により知事が所轄する」に、「の設立の認証の手續その他必要な事項を」を「に関する事項について」に改める。

第二条の二を削る。

第八条中「第二章」を削り、同条を第十五条とする。

第七条第一項中「第四十四条の三」を「第七十五条」に改め、同条を第十四条とする。

第六条を削る。

第五条第一項中「者」を「特定非営利活動法人」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の六条を加える。

（認定の申請）

第八条 法第四十四条第一項の規定による認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。

（有効期間の更新の申請）

第九条 法第五十一条第二項の規定による有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。

（役員報酬規程等の提出）

第十条 法第五十五条第一項の規定による書類の提出は、毎事業年度終了の日から三月の期間の末日までに行わなければならない。

2 法第五十五条第二項の規定による書類（法第五十四条第三項の書類に限る。）の提出は、助成金の支給を行った後、遅滞なく、行わなければならない。

3 法第五十五条第二項の規定による書類（法第五十四条第四項の書類に限る。）の提出は、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が二百万円以下のものを除く。）を行う前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難であるときは、事後遅滞なく）、行わなければならない。

4 前三項の規定は、法第六十二条において読み替えて準用する法第五十五条第一項及び第二項の規定による書類の提出について準用する。

（役員報酬規程等の公開）

第十一条 法第五十六条（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧及び謄写は、知事が指定する場所において行うものとする。

（仮認定の申請）

第十二条 法第五十八条第一項の規定による仮認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。

（合併の認定の申請）

第十三条 法第六十三条第一項又は第二項の規定による合併の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。

第四条の見出し中「閲覧」を「公開」に改め、同条中「第二十九条第二項」を「第三十条」に改め、「閲覧」の下に「及び謄写」を加え、同条を第六条とする。

第三条中「第二十九条第一項」を「第二十九条」に、「書類」を「事業報告書等」に改め、同条を第五条とし、同条の前に次の二条を加える。

（条例で定める軽微な不備）

第三条 法第十条第三項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備は、計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りとする。

（定款の変更の認証の申請等）

第四条 法第二十五条第三項の規定による定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。

2 法第二十五条第六項の規定による届出は、規則で定める届出書を知事に提出して行うものとする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。